令和8年度環境林整備事業　標準単価表

［令和8年（2026年）11月20日以降適用］

・標準単価は、共通仮設費を含みます。
・共通仮設費は、直接費（資材費、労務費、機械経費）の合計の8.4%に相当する額です。
・共通仮設費の内訳は、運搬費、準備費、安全費、役務費、修繕費、測量設計費です。

滋賀県琵琶湖環境部
森林保全課

令和8年度環境林整備事業　標準単価表

単位:千円

事業区分	事業種類	作業種(細目1)	適用(細目2)	区分(細目3)	単位	税無	直営(10%)	請負(10%)
環境林整備	保育	保育間伐		20%以上伐採・整理有	1ha当たり	183.8	183.8	202.1
		保育間伐(遠隔地)		20%以上伐採・整理有	1ha当たり	202.0	202.0	222.2
	間伐	間伐		40%以上伐採・整理有	1ha当たり	299.9	299.9	329.8
		間伐(遠隔地)		40%以上伐採・整理有	1ha当たり	329.6	329.6	362.5
	付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備	剥皮被害対策テープ設置(生分解性テープ)	500本/ha以上	1ha当たり	60.8	63.7	66.9
		鳥獣害防止施設等整備(遠隔地)	剥皮被害対策テープ設置(生分解性テープ)	500本/ha以上	1ha当たり	63.8	66.7	70.2
		林床保全整備	簡易筋工	丸太筋1本	1m当たり	1.5	1.5	1.6
		林床保全整備(遠隔地)	簡易筋工	丸太筋1本	1m当たり	1.6	1.6	1.8
		林床保全整備	簡易筋工	丸太筋3本	1m当たり	1.9	1.9	2.1
		林床保全整備(遠隔地)	簡易筋工	丸太筋3本	1m当たり	2.1	2.1	2.3
	作業歩道整備	作業歩道		開設	1m当たり	0.5	0.5	0.6
		作業歩道(遠隔地)		開設	1m当たり	0.6	0.6	0.6
		作業歩道		補修	1m当たり	0.2	0.2	0.2
		作業歩道(遠隔地)		補修	1m当たり	0.2	0.2	0.2
	保育	枝落とし	枝下高2m	500本/ha以上	1ha当たり	56.9	56.9	62.6
		枝落とし(遠隔地)	枝下高2m	500本/ha以上	1ha当たり	62.3	62.3	68.5

滋賀県環境林整備事業標準単価適用基準

区　　分	施 業 名	適　　用　　基　　準
環境林整備	総括	1. 現場監督費および社会保険料等については、森林環境保全直接支援事業に準じて各率を適用するものとする。 2. 補助金の決定にあたっては、必ず事業実施主体より当該地事業の実行経費(直営事業の場合は見積書等)を徴取し、標準経費等により査定された補助金額と比較を行い、いずれか低い額を採択するものとする。
	保育間伐	1. 主林木の20パーセント以上を伐採する場合に事業採択の対象とする。 2. 伐採木を地面に引き落とすまでの作業、伐倒木の移動を抑える程度までの簡易な枝払、片付等の作業を行うものとする。 3. 森林外への搬出経費は補助対象経費としない。
	間伐	1. 立木本数の40パーセント以上を伐採する場合に事業採択の対象とする。なお伐採手法は定性間伐とする。 2. 伐採木を地面に引き落とすまでの作業、伐倒木の移動を抑える程度までの簡易な枝払、片付等の作業を行うものとする。 3. 森林外への搬出経費は補助対象経費としない。
	簡易筋工	1. 保育間伐・間伐と併せて、伐採後の林床を保全する目的で、現地発生材(丸太)を活用して簡易筋工を設置した場合は、当該事業経費を補助対象に含めるものとする。 2. 簡易筋工の設置にあたっては、現地の状況に応じた適切な配置がなされているものであること。
	剥皮被害対策テープ設置	1. 保育間伐・間伐と併せて、伐採後の残存木を獣害から保護する目的でテープ巻きを実施した場合は、当該事業経費を補助対象にできる。 2. 斜面の上部の地際から1．5mの高さまで約20cmの間隔でらせん状に交差するように巻き付けるものとする。 3. 剥皮被害対策テープ設置の資材は、生分解性テープに限るものとする。
	枝落とし	1. 保育間伐と併せて、林床の光環境を改善し下層植生の発達を促し、土壌の保全を目的として枝落としを実施した場合は、当該事業経費を補助対象にできる。 2. 枝落としの高さは2m以内とする。
	作業歩道	保育間伐・間伐と併せて実施すること。
	遠隔地	最寄りの地元市役所・町役場(支所含む)から施業地(施業地の中心地)までの往復に140分以上の通勤時間を要する場合に適用する。 通勤時間(往復)の算出は次の①②を加えた時間とする。 ①歩行時間 [歩行の実水平距離+水平換算距離(登りの場合は直高1mにつき6m、下りは補正無し)]÷4km/時　で往路・復路の歩行時間を計算 ②運転時間 距離÷速度(km/時)で往路・復路の通勤時間を計算する。 国道・県道・市町村道:道路交通法による最高速度 林道・仮設道等:設計速度